

(新)再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(石油特会)

750百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

京都議定書の第一約束期間(2008年~2012年)における我が国の温室効果ガス6%削減約束の達成のため、及び第一約束期間以降のCO<sub>2</sub>削減のためには、再生可能エネルギーの導入を加速することが極めて重要である。

そこで、地域のエネルギー需要を再生可能エネルギーである程度まかなうことにより、CO<sub>2</sub>削減を地域全体で進めるため、再生可能エネルギーの地域における集中的な導入を支援し、「再生可能エネルギー導入拠点地域」といった先進的な取組を全国に普及させる。

具体的には、再生可能エネルギーの導入事業を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画又はこれに相当する計画に地方公共団体が位置付け、当該計画を国が計画エリアのCO<sub>2</sub>を相当程度(民生部門の10%)削減できるよう集中的に再生可能エネルギーを導入(複数)する計画として認定する。当該計画に位置付けられた再生可能エネルギー導入事業の事業主体となる民間事業者に対し、計画の達成に必要な施設整備費の一部を補助する。

<想定される事業例>

- ・太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、地域の廃熱などを供給する事業

## 2. 事業計画

補助対象：民間

補助率：1/2

補助基本額及び件数：25,000万円×3件

事業期間：17年度~21年度

17年度は3カ所程度、5年間で47カ所(各県に1カ所を目標)

## 3. 施策の効果

「再生可能エネルギー高度導入拠点地域」という先進的な取組を全国的に展開することにより、再生可能エネルギーの普及を加速させ、その導入量が増大し、抜本的なCO<sub>2</sub>削減を可能とする。

## 4. その他

当該事業は環境省と経済産業省で連携し、計画の認定を共同で行い、連携して支援を行う。

# 再生可能エネルギー高度導入地域整備事業

## 再生可能エネルギー高度導入地域【モデル地域】

都道府県毎に  
1地域

再生可能エネルギーを集中的に  
導入する事業を地域の計画として策定

要件1

計画エリア内の民生部門からのCO2排出量を相当程度(1割程度)を削減

要件2

複数の再生可能エネルギーを組み合わせ  
わせて供給

都道府県  
市町村

計画に基づく再生可能エネルギー導入事業を実施

事業例

メガソーラー太陽光発電

地域の廃熱を利用

風力発電

木質バイオマス利用

民間

補助  
(1/2)

環境省

認定